

**鳥取県告示第626号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

監 事 河 合 肇 西伯郡伯耆町岸本294

〃 中 曾 幸 男 米子市福万162

〃 伊 達 孝 志 米子市尾高1168

平成20年4月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 河 合 肇 西伯郡伯耆町岸本294

〃 中 曾 幸 男 米子市福万162

〃 伊 達 孝 志 米子市尾高1168

平成20年5月1日就任 任期4年